

双葉駅東地区商業施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、双葉駅東地区商業施設の設置及び管理に関する条例（令和7年双葉町条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び使用時間)

第2条 双葉駅東地区商業施設（以下「商業施設」という。）の休業日及び使用時間は、次のとおりとする。

休業日	原則、なし
使用時間	24時間

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、休業日及び使用時間を変更することができる。

(使用申請等)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、双葉駅東地区商業施設使用許可申請書（第1号様式）をもって町長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う場合、商業施設での事業内容は、店舗棟にあっては町民等への安定的な日常生活の支援及び利便性の提供に資することが目的でなければならない、また、共用施設にあっては店舗棟の営業の妨げとならないものでなければならない。

(使用許可の順序)

第4条 前条の申請による使用許可は、原則として申請書が受理された順によるものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 町長は、商業施設の使用を許可したときは、申請者に双葉駅東地区商業施設使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(使用の不許可)

第6条 町長は、条例第6条の規定により使用を許可しないときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(使用期間)

第7条 店舗棟の使用期間は、使用許可の開始日から5年を超えない期間とする。

2 共用施設の使用期間は、5日を上限とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用期間の更新)

第8条 第5条に基づき商業施設の使用許可を受けた者(以下、「使用者」という。)の内、店舗棟使用者が使用期間を更新しようとするときは、使用期間が終了する日の2月前までに、双葉駅東地区商業施設使用許可更新申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項により更新できる期間は、1回の更新あたり5年度を超えない期間とする。

3 町長は、第1項による申請に対し、使用期間の更新を許可したときは、申請者に双葉駅東地区商業施設使用許可更新許可書(第4号様式)を交付するものとする。

(使用許可の内容変更)

第9条 商業施設の利用者が、第3条の規定に基づき申請した内容を変更しようとするときは、双葉駅東地区商業施設使用許可内容変更申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 店舗棟使用者が前項の申請書を提出する場合、変更を予定する日の2月前までに行わなければならない。

3 第1項の申請書の提出に当たり、町長が必要と認める書類等がある場合は、これを申請書と合わせて提出しなければならない。

4 町長は、第1項による申請に対し、その変更を許可したときは、申請者に双葉駅東地区商業施設使用許可内容変更許可書(第6号様式)を交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、条例第7条の規定により使用許可の取消し、又は制限若しくは使用の中止を命じようとするときは、使用者にその旨を通知するものとする。

(使用料の納入)

第11条 使用者は、条例第8条に規定する使用料を町長の指定する方法で納入しなければならない。

2 店舗棟の使用料は月払とし、使用月分を同月末日までに納入するものとする。た

だし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 共用施設の使用料は、使用開始前までに全額納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 第9条に基づく使用許可の内容変更により、使用料を追加納入する場合も同様とする。

(使用料の減免及びその手続)

第12条 条例第8条第2項にある使用料に係る減額又は免除の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 商業施設の竣工後、最初の店舗棟使用者においては、使用許可の開始日から5年を超えない期間、店舗棟の使用料を全額免除する。

(2) 共用施設は、次に掲げるところによる。

ア 町が直接使用する場合は、全額免除する。

イ 双葉町が行う共催又は後援に関する承認基準要綱（平成27年双葉町要綱第2号）に基づき、町が共催して行う行事に使用する場合は、全額免除する。

ウ 町がその運営費及び事業費の全部又は一部について補助金を交付している団体が使用する場合は、全額免除する。

エ 双葉町教育委員会が認める学校教育及び社会教育関係団体等が使用する場合は、全額免除する。

オ 双葉町が行う共催又は後援に関する承認基準要綱に基づき、町が後援して行う行事に使用する場合は、1/2を減額する。

カ 前各号に掲げる場合を除くほか、町長が特に必要と認める場合は、一部を減額又は全額を免除する。

2 前項の規定により使用料の一部減額又は全額の免除を受けようとする者は、双葉駅東地区商業施設使用料減免申請書（第7号様式）を町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

3 町長は、前項の申請に対して使用料の一部減額又は免除を承認するときは、双葉駅東地区商業施設使用料減免承認通知書（第8号様式）をもって申請者に通知するものとする。

(損傷又は滅失の届出)

第13条 使用者は、商業施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て指示を受けなければならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、商業施設の使用を終了したときは、直ちに清掃を行い、原状回復して、町の確認を受けなければならない。

(係員の立入り)

第15条 使用者は、町が管理上の必要により施設への立入りを要求したときは、これを拒むことができない。

(光熱水費等)

第16条 店舗棟使用者は、店舗棟を使用するに当たり、自ら電気、ガス及び水道の利用に係る契約を結び、電気、ガス及び水道の費用（以下、「光熱水費」という。）を契約の相手方に支払わなければならない。ただし、町長が公益上必要であると認めるときは、使用者に代わり、町が電気、ガス及び水道の利用に係る契約を結び、光熱水費を負担することができる。

2 前項ただし書による場合、町が光熱水費を負担する期間は、第12条に規定する使用料の減免の期間を超えることができない。

3 前項の期間を過ぎてなお、使用者に代わり、町が光熱水費を負担した場合、町は使用者から当該光熱水費の実費相当額を徴収することができる。

4 第1項ただし書による場合であっても、光熱水費の額が異常値と認められる場合、町は使用者から当該光熱水費の実費相当額を徴収することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 条例第11条により双葉駅東地区商業施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、条例第12条に規定する指定管理者が行う業務に限り、第2条から第6条、第8条から第11条及び第12条第2項から第13条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第14条及び第15条中「町」とあるのは「指定管理者」と、第11条、第12条、第2号様式、第4号様式及び第6号様式から第8号様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第1号様式から第8号様式中「双葉町長」とある

のは「双葉駅東地区商業施設指定管理者」と読み替えることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。